

監査結果公表第3号

財政援助団体監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和 5年 2月20日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	谷口	周司
同	小林	博次

目 次

1. 常磐地区防災協議会 1
 (危機管理統括部 危機管理課)

2. 諏訪栄町地区街づくり協議会 6
 (商工農水部 商業労政課)

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査の対象 常磐地区防災協議会
危機管理統括部危機管理課（財政援助に関する事務の所管所属）
対象年度 令和3年度
対象事項 補助金に関する出納その他の事務
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 伊倉公会所、常磐地区市民センター
監査期間 令和5年1月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。財政援助団体に対しては、補助金等の交付の目的に沿って適切に事業が行われているか、また、所管所属に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認や財政援助団体に対する指導が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

- 1 補助金の名称 四日市市地区防災組織活動補助金
- 2 補助金交付額 1,540,000円
- 3 補助金の交付目的 地域の防災力の向上を図るため、地区防災組織が行う防災意識及び能力向上のための活動並びに防災資機材の購入を目的とする。
- 4 補助金の交付根拠 四日市市補助金等交付規則
四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱
(以下「補助金等交付規則、補助金交付要綱」という。)
- 5 補助金の概要
 - (1) 交付申請（補助金交付要綱第5条）
 - ア 申請日 令和3年7月14日
 - イ 申請書類 補助金交付申請書・地区市民センター館長の副申書
(添付書類：見積書の写し等)
 - (2) 交付決定（補助金交付要綱第6条）
 - ア 交付決定日 令和3年7月14日
 - イ 書類 補助金等交付決定通知書
 - (3) 変更承認申請（補助金交付要綱第7条）
 - ア 申請日 令和3年11月19日
 - イ 申請書類 補助金変更承認申請書・地区市民センター館長の副申書
 - (4) 変更交付決定（補助金交付要綱第8条）

- ア 変更交付決定日 令和3年11月19日
- イ 書類 補助金変更決定通知書
- (5) 変更承認申請（補助金交付要綱第7条）
 - ア 申請日 令和4年2月24日
 - イ 申請書類 補助金変更承認申請書・地区市民センター館長の副申書
- (6) 変更交付決定（補助金交付要綱第8条）
 - ア 変更交付決定日 令和4年2月24日
 - イ 書類 補助金変更決定通知書
- (7) 実績報告（補助金交付要綱第10条）
 - ア 報告日 令和4年3月28日
 - イ 書類 実績報告書（事業報告書、収支決算書等を含む）
- (8) 補助金交付 1,540,000円
 - 内 訳
 - ・第1回 1,448,000円（令和3年 8月10日支払）
 - ・第2回 92,000円（令和4年 4月15日支払）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

補助金にかかる事務事業におけるリスクについて事前調査での監査資料や聞き取りにより設定した。

● 財政援助団体【常磐地区防災協議会】

- (1) 実施事業において効果が得られないリスク
- (2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク
- (3) 内部統制が有効に機能しないリスク

● 所管部局【危機管理統括部危機管理課】

- (1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性が十分でないリスク
- (2) 補助金等の使途の適正性及び効果が十分でないリスク
- (3) 指導監督の適切性が保たれないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや改善等を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

【常磐地区防災協議会】

- (1) 実施事業において効果が得られないリスク

◆事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- ハード事業においては防災資機材の購入を行い、ソフト事業においては、印刷物、安否確認タオルに要している。防災訓練を行うことにより、防災意識の向上が図られていることから効果が上げられている。

(2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク

- ◆出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 「常磐地区防災協議会収支表」に年間の収支を記載しており、常磐地区防災協議会所有の通帳においても、収支内容を記載している。「常磐地区防災協議会 収支決算報告書」の台帳に支払い明細・領収書が綴られており、証拠書類の整備及び保存は適切に行われている。また、補助金に係る関係書類については、5年間保存している。

(3) 内部統制が有効に機能しないリスク

- ◆補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 役員会の場において、理事やサポーターが出席し、全員の賛同や多数決により購入物の決定をしている。また、監査担当を配置し、年間の収支について監査を行い、内部統制は有効に機能している。

【危機管理統括部危機管理課】

(1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性が十分でないリスク

- ◆補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 補助金交付要綱第1条において交付目的を、また交付要綱第3条において、補助対象事業を定めている。地域防災力の向上のためには、地域におけるきめ細やかな共助の取り組みが求められており、地区防災組織へ補助金を交付し、公益性を確保している。

(2) 補助金等の使途の適正性及び効果に伴うリスク

- ◆補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 補助事業が完了した際には、収支決算書・事業概要・活動状況の写真・成果品及び領

収書等の写しをもとに補助事業及び補助金額について事業の効果を検証している。

◆ソフト事業・ハード事業の対象事業は各々明確に示され、適正に執行されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 補助金交付要綱第3条及び四日市市地区防災組織活動補助金交付申請書に事業の内容が例示しており、対象事業であるか否かを把握することができる。ただし、対象事業であるかの判断に迷いが生じた際には危機管理課に相談があり、要綱に基づき適切な判断を行うことにより執行されている。

(3) 指導監督の適切性が保たれないリスク

◆補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 年度当初に補助金申請を行う際の注意事項を各地区に書面で周知している。また、交付団体との連携を密に図り、補助事業に該当する内容であるか事前に確認するなど、補助金の適正な執行を図るため、指導監督を行っている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【常磐地区防災協議会】

意見

① 初動期の連絡体制について【有効性の視点】

各地区市民センターには無線機が配置されており、災害発生の初動期には連絡のため、地区防災組織や自治会等にも無線機が有効であると考えられる。29地区防災組織のうち24地区防災組織は無線機を導入済であるが、常磐地区防災協議会においては、過去に無線機の配置を検討したところではあるものの、配置したことによる責任の所在、無線機使用時の混線、活用のためのマニュアル作成の必要性などを勘案し、現時点では購入に至っていないところである。初動期における避難所設営では、SNSを活用した連絡方法をとることとしているが、無線機の活用も含め、初動期の連絡体制を構築すること。

② 防災資機材の選定等について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】

ア 防災資機材の購入については、防災協議会が必要な資機材を比較・検討のうえで購入決定を行っている。地域住民の命を守る大事な資機材であるとともに、補助金は税で賄われていることを認識し、引き続き納品時の確認とその後の適切な管理に努めること。

イ 防災資機材の購入にあたり、市の総合防災訓練での展示や製品のパンフレット、事業者等の意見を参考にしたうえで購入の決定をしているところである。情報が少ない中、より良い資機材を選定することは難しいため、使用して効果のある資機材については、四日市市地区防災組織連絡協議会で共有すること。

評 価

常磐地区では、早くから自治会員に対し、安否確認タオルを配付する取組みを行っている。これは災害が発生した時に、安否確認タオルを外から見える場所に掲げ、無事であることを示しており、防災訓練においても活用している。訓練会場まで出向けない在宅者も安否確認タオルの掲示で防災訓練に参加することとなり、非常によい取組みであることからさらに広まることを期待したい。

【危機管理統括部危機管理課】

意 見

① 補助金交付について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

危機管理課から各地区防災組織へ補助金を基礎割・実績割・世帯数割の3つの指標に基づいて交付している。これまで、見直しの検討を行っているところであるものの、変更には至っていない。地域防災力の向上を図るため、現状に即した交付算定指標に改めること。

② 防災資機材の整備について【有効性の視点】

地区防災組織が防災資機材を整備するにあたり、上限の数量設定はなく、各地区防災組織の実情に応じ、購入をしている。余剰資機材とならないよう効果的に使用できるような整備を促すこと。

③ 防災資機材の確認体制について【有効性の視点】

当年度に購入した資機材については、領収書の写し・資機材の写真を添付した実績報告書の提出を求め、危機管理課が聞き取り・確認を行っている。地区の防災訓練では、資機材を使用し、機能の低下などの指摘やアドバイスをを行っているが、過去に購入した資機材の数量や機能を把握できていないのが現状である。地域の防災力の維持・向上のため、また市域が大規模災害に見舞われた時に、地域で備蓄してきた資機材が不足・故障していることがないように、例えば資機材の台帳化や補助金購入ラベルの添付など使える資機材を容易に把握し、市と地域で情報を迅速に共有できる仕組みづくりを検討すること。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査の対象 諏訪栄町地区街づくり協議会
商工農水部商業労政課（財政援助に関する事務の所管所属）
対象年度 令和3年度
対象事項 補助金に関する出納その他の事務
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 一番街商店街振興組合事務所 会議室
監査期間 令和5年1月18日
- 4 監査の主な実施内容
四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。財政援助団体に対しては、補助金等の交付の目的に沿って適切に事業が行われているか、また、所管所属に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認や財政援助団体に対する指導が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

- 1 補助金の名称 四日市市中心市街地イルミネーション事業補助金
- 2 補助金交付額 5,000,000円
- 3 補助金の交付目的 諏訪栄町地区街づくり協議会（以下「協議会」という。）が近鉄四日市駅東口及び中央通りにて開催するイルミネーション事業の経費の一部を補助することで、来街者の増加や回遊性の向上を図り、もって中心市街地全体のにぎわい創出を目的とする。
- 4 補助金の交付根拠 四日市市補助金等交付規則
四日市市中心市街地イルミネーション事業補助金交付要綱
（以下「補助金等交付規則、補助金交付要綱」という。）
- 5 補助金の概要
 - (1) 交付申請（補助金交付要綱第4条）
 - ア 申請日 令和3年10月19日
 - イ 申請書類 補助金交付申請書
（添付書類：収支予算書・見積書・イルミネーション設置計画図・役員名簿等）
 - (2) 交付決定（補助金交付要綱第5条）
 - ア 交付決定日 令和3年10月19日
 - イ 書類 補助金等交付決定通知書
 - (3) 実績報告（補助金交付要綱第8条）

- ア 報告日 令和4年3月16日
イ 書類 実績報告書
(添付書類：収支決算書・支出を証する書類の写し・事業実施を証するもの(写真等))
- (4) 補助金交付 5,000,000円
内 訳 ・第1回 4,500,000円(令和3年11月16日支払)
・第2回 500,000円(令和4年3月30日支払)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

補助金にかかる事務事業におけるリスクについて事前調査での監査資料や聞き取りにより設定した。

● 財政援助団体【諏訪栄町地区街づくり協議会】

- (1) 実施事業において効果が得られないリスク
- (2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク
- (3) 内部統制が有効に機能しないリスク

● 所管部局【商工農水部商業労政課】

- (1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性が十分でないリスク
- (2) 補助金等の使途の適正性及び効果が十分でないリスク
- (3) 指導監督の適切性が保たれないリスク

2 3E(経済性、効率性、有効性)・合规性等の視点からの着眼点

事務事業の合规性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや改善等を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

【諏訪栄町地区街づくり協議会】

(1) 実施事業において効果が得られないリスク

◆事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 補助金交付要綱第1条及び第2条において、補助対象事業及び補助対象経費が定められており、毎年度、商工農水部商業労政課へ実施事業の内容を協議することで補助金交付要綱に基づいた事業を実施している。イルミネーション事業の実施により来街者の増加を図り、中心市街地全体の賑わいを創出しているが、補助金の成果指標となる数値がないため、確認する術がない。

意見

補助金の成果指標となる数値がないため、客観的な数値による成果の確認ができていない。他のイベントの成果指標の算出方法を参考にしたり、SNSによる情報発信を数値で把握するなど、賑わい創出を目的とする補助事業の効果が具体的に示せるような方法を検討すること。

(2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク

- ◆出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 補助金に関する出納関係帳簿等と、請求書等の証拠書類を添付することで整理している。通帳は事務所内の金庫に保管し、適時、記帳内容を確認することで適正事務に努めている。また、補助金の交付決定において補助金に係る関係書類の5年間保存を条件としているが、協議会事務所内にて事業開始以降全年分の補助金に係る関係書類を保管している。

(3) 内部統制が有効に機能しないリスク

- ◆補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 収支に関する事務は、経理担当が作成した書類を必ず協議会の会計が確認することで事務処理誤りを防げる複数の体制として整備している。また、監事3名が会計監査を毎年行い、内部統制を効かせている。

【商工農水部商業労政課】

(1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性が十分でないリスク

- ◆補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 補助金交付要綱第1条において、交付目的を定めており、また、交付要綱第2条において、補助対象事業が定められている。商業労政課の事務分掌にて商店街振興等に関することとあり、中心市街地における賑わいの創出を目的に協議会へ補助金を交付しており、公益性を確保している。

(2) 補助金等の使途の適正性及び効果に伴うリスク

- ◆補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 補助事業が完了した際には、収支決算書・支出明細・事業実施を証する写真等をもとに補助事業及び補助金額について適正性及び効果を検証しているが、必要書類のうち収入を証する書類が添付されていなかった。また、補助金の目的である賑わい創出を示す成果指標を把握していなかった。

指 摘

実績報告をするにあたり、補助金交付要綱第8条第3号に規定されている収入を証する書類の写しの添付がなされていなかった。今後は、協議会が作成した「事業収支表」の提出を求めること。また、制度開始以来、当事業による賑わい創出の効果を数値等で確認しておらず、補助金交付要綱第11条第1項に示す事業評価をどのように行っているか疑問が残る。今後は、補助事業者が容易に入手できる成果指標の項目などを設定し、補助制度の効果を客観的に確認する方法を早急に確立すること。

（3）指導監督の適切性が保たれないリスク

- ◆補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 補助金の対象事業について、協議会から事前説明を受け、事業内容が目的に合致するかどうか確認するとともに、交付対象となる補助対象経費等について適正な運用の指導を行っている。また、交付決定の際には、関係書類の保存等、交付決定通知書に記載される交付の条件を遵守するよう指導を行っている。さらに、当協議会の会議にオブザーバーとして出席し、補助金が適正に執行されるよう監督を行っているが、指導内容が適切ではなかった。

意 見

協議会から提出された収支予算書・収支決算書の収入の部の区分欄には自己資金と記載されているが、市は、協議会の「事業収支表」に基づき、イルミネーション事業に係る協議会の自己資金とイルミネーション事業に対する協賛金の別を明確に記載するよう指導すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【諏訪栄町地区街づくり協議会】

意 見

- ① SNSを活用した数値指標の確保について【有効性の視点】

モチーフとなるイルミネーションの前に、カメラや携帯電話の撮影ポイントを確保することにより来訪者が増加し、SNSでの情報発信や拡散にもつながる。また、賑わい創出の指標となる数値の把握につながるものであり、早急に活用を検討し導入す

ること。

② 事業者の選定について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】

事業実績や安全かつ円滑に遂行できる等の理由により一者随意契約が続いている。四日市市中心市街地活性化基本計画に位置付けのある事業であり、毎年楽しみにしている市民も多いと思われることから、斬新な発想が可能となるよう見積合わせ等競争性を担保し、税投入に対する説明責任を果たすこと。

③ 補助事業の提出書類について【有効性の視点】

他の市補助事業においても協賛金を収入に含め、事業内での繰越を行っている事例もある。イルミネーション事業においても、今回の監査を機に、協議会の「事業収支表」を添付資料とすること。

④ 預金の管理について【有効性の視点】

協議会ではイルミネーション事業のみならず、他の事業を一つの口座で全てまとめて管理を行っている。イルミネーション事業に対し協賛を募っていることから、当該事業の収支を明確にし、例えばイルミネーション事業専用口座を開設するなど協賛者の思いに応えるような方策を検討すること。

【商工農水部商業労政課】

意見

① 補助事業の成果確認について【経済性の視点、有効性の視点】

四日市市中心市街地イルミネーション事業補助金は、交付要綱第1条において、中心市街地における賑わいの創出を目的としており、協議会が提出した実績報告書には「冬の来街者へのひとときのやすらぎを提供することができ、まちの賑わいづくりの一助となった」とある。また、来街者及び商店の売り上げが増加したとのことだが、協議会ではこれらを裏付ける具体的数値は把握していない。一方、市においても、本事業の来街効果増を確認する手段を講じるよう指導していなかった。市は実績報告において成果指標の報告を求めるよう要綱を改め、協議会が、賑わいづくりに資することを示す具体的数値を報告できるよう指導すること。

② イルミネーション事業の計画的な実施について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】

ア 前年度実績より少しずつ拡大するだけでは、思い切った対応ができない。例えば、節目となる年においてはイルミネーションの内容や範囲を大きく見直すことができるよう、計画的に検討すること。

イ 諏訪公園のイルミネーションと連動しているが、今後整備が見込まれるJR四日市駅周辺までイルミネーションの範囲を拡大できるよう、電源確保等についても関係先に働きかけること。また、近隣他都市とは違う、四日市市中心市街地のイルミネーションならではの特徴をアピールする手立てを講じること。

ウ 四日市市以外の方にも広く知っていただけるよう関係部局やマスコミと計画的に連携し、イルミネーション事業をシティプロモーションに活かすPRをすること。

③ 市民等との連携について【有効性の視点】

ア 四日市市中心市街地活性化基本計画に位置付けのある事業でもあり、当事業に参加した市民等から意見を募って次回に反映する機会をつくるなど、今後はまちづくりへの参加意識を醸成する仕組みを取り入れ、費用対効果が高い事業とすること。

イ 事業実施にあたっては、SNSを発信する高校生・大学生など若い世代に協力を求めるなど市民参加を促し、将来につなげること。

④ 補助金交付要綱について【有効性の視点】

他の市補助事業では、他の収入がある場合は収入とみなし、補助金を減額されたものもある。一方で当補助金交付要綱は、広告収入が補助対象経費から除外するとされているものの協賛金の取扱いについては記載がない。市民に対し、説明責任が果たせるよう基準を明確にすることを財政経営部に働きかけること。